

炭素税をめぐる政策ネットワーク分析

——日本、アメリカ、スウェーデンの国際比較——

佐藤和賀子
(大山研究会 4年)

- I 問題関心と本稿の目的
- II 分析の準備
 - 1 炭素税の定義と各国の炭素税導入議論
 - 2 先行研究の検討と調査方法
- III 環境政策における経済的手法
- IV 環境問題と政策ネットワーク論
- V 各国の環境問題に対する従来の取り組み、炭素税導入議論、制度設計
 - 1 日本
 - 2 スウェーデン
 - 3 アメリカ
- VI 政策ネットワークに関する考察
 - 1 日本
 - 2 スウェーデン
 - 3 アメリカ
- VII 結論

I 問題関心と本稿の目的

気候変動問題に代表される地球規模での環境の変化は、今日の国際的課題の一つであり、特に気候変動の大きな要因である温室効果ガスの排出削減は急務である。これに対し、温室効果ガスを削減するための具体的なツールとして、炭素税や排出権取引、デポジット制などの経済的手法が着目され、各国で導入が進んでいる。特に炭素税は1990年代初頭の北欧諸国を筆頭に EU 加盟国で導入が進み、

日本においても2012年10月に地球温暖化対策税の名で導入された。しかし、同じ炭素税といっても税収の用途や課税対象、税率といった制度設計に違いが見られる。また、1990年代の日本やアメリカにおいては炭素税に関する政策非決定が続いてきた。

本稿は以上のような背景を念頭に、1980年代から2000年代にかけて各国で行われた炭素税導入に関する政策帰結の比較分析を、ネットワーク論を用いて行うものである。これを通じて、環境政策という新たな政策課題において、既存のアクターがどのように政策帰結に影響を与えているかを明らかにすることを試みる。そこで、本稿では以下の通りにリサーチクエスチョンを設定する。

1. 1980年代から2000年代の各国における炭素税導入の政策決定と政策非決定は、どのような政治的要因に起因するのか。
2. 導入の議論が進んだ国においては、炭素税の制度設計の違いはどのような政治的要因に左右されるのか。

第二の問いについては、特に制度設計のうち、税収の用途を特定財源に充てるか、減税に充てて税収中立にするかの違いに焦点を当てる。

II 分析の準備

1 炭素税の定義と各国の炭素税導入議論

炭素税を含む環境税とは、広義には「環境に負荷を与える財・サービス全般を課税の対象にし、それらを抑制し環境保全に役立てようとする」税と定義できる¹⁾。しかし、本稿で分析の対象とする炭素税は「CO₂排出量の抑制を目標に、化石燃料が排出する炭素含有量に賦課する炭素税」²⁾と定義する³⁾。

炭素税の導入は、1990年のフィンランドを皮切りに北欧諸国やオランダに広がった。1990年代後半にはドイツやイギリスにおいて、厳密な意味では炭素税には分類されないものの、地球温暖化対策のための税の採用が進んでいる⁴⁾。

欧州各国の税設計に関しては、課税標準や課税対象、税率に違いが見られる(表1)。また、表には示されていないものの、各国とも様々な減免措置を設け、特定の産業に多大な影響を与えないよう配慮がされている。しかし税収の用途に関しては、税収は概して一般財源に組み込まれ、所得税や社会保険料の減税に充

表1 諸外国の環境税の概要

国名 (導入年)	課税標準	主な税収使途	1ℓあたりの ガソリンの税率
フィンランド (1990年)	炭素含有量	一般財源（所得税減税の減収分に活用）	0.0478EUR（6.5円） （2008年）
スウェーデン (1991年)	炭素含有量	一般財源（所得税減税の減収分に活用）	2.34SEK（30円） （2008年）
ノルウェー (1991年)	必ずしも炭素含有量 には対応しない	一般財源	0.80NOK（13円） （2007年）
デンマーク (1992年)	炭素含有量	一般財源だが、産業部門からの税収は産業部門に還元	0.224DEK（4.0円） （2008年）
オランダ (1990年)	一般燃料税、エネルギー規制税共に炭素+エネルギー要素	一般燃料税は一般財源、エネルギー規制税は課税対象部門に還元	
ドイツ (1999年)	必ずしも炭素含有量 には対応しない	国民年金保険料の軽減、再生エネルギーへの補助金等	0.6545EUR（88円） （無鉛低硫黄ガソリン、2009年）
イタリア (1999年)	炭素含有量	一般財源（社会福祉及び省エネ等のために活用）	0.564SEK（76円） （無鉛ガソリン）
イギリス (2001年)	エネルギー	社会保障費用の軽減及び省エネ投資の補助金等	0.5619EUR（84円） （無鉛ガソリン、2009年）
スイス (2005年)	炭素含有量	経済セクターと国民にそれぞれの支払額に応じて還元	

出典：環境省地球温暖化防止のための税の在り方検討会、「地球温暖化防止のための税の論点報告書」表2.1 (<http://www.env.go.jp/earth/report/h13-05/>) 及び、国立国会図書館、2009、「ISSUE BRIEF No. 665 環境税をめぐる状況—温暖化関連諸税を中心に—」表2 (<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/0665.pdf>) より筆者作成

てられるケースが多い。

一方、日本における炭素税は2012年の10月に「地球温暖化対策税」の名称で施行されるまで、長い間導入に至らなかった。しかしながら、制度設計に関する議論は、2003年に環境省が省内での審議をまとめた環境税案（以下、「環境省案」と示す）をたたき台になされてきた。「環境省案」の特徴は、比較的低税率（3,400円／CO₂-t）の税を新規に導入し、その税収（約9,500億円／年）を温暖化対策に充

てる財源とする点にある⁵⁾。また、税制改正要望では既存のエネルギー税制には手を付けず、新規税制の導入という案になっている⁶⁾。こうした特徴は、税収を所得税などの減税に充て、既存のエネルギー税制とも調整を図っている欧州各国と対照的であるといえる。

世界最大のCO₂排出国であるアメリカでは、現在でも炭素税に関する議論は進んでいない。経済的手法としては排出権取引が好まれ、複数の州では導入が進んでいるが、国家レベルでの導入には至っていない。

以上の導入状況を踏まえ、本稿では日本とスウェーデン、アメリカを分析の対象とする。スウェーデンはフィンランドに次ぎ、世界に先駆けて炭素税を導入した。また、欧州諸国の中でも税率が高く、税収を所得税減税に充当している点で、低税率・特定財源を特徴とする日本の「環境省案」と対照的であるといえる。一方、アメリカでは国家レベルにおいては炭素税の導入が進まず、政策非決定が続いている。ゆえに炭素税をめぐる政策決定と非決定を検討する上で、アメリカは好例であるといえる。

2 先行研究の検討と調査方法

ネットワーク論を用いて炭素税の制度設計を分析した研究の一つに、D. Carsten & P. Anders (2004) のものがある。彼らはノルウェー、スウェーデン、デンマークの北欧三カ国の農業税と炭素税の制度設計の違いは、産業セクターの政策ネットワークの結びつきの強さに影響されることを明らかにしている⁷⁾。

三カ国の炭素税においては、ノルウェーの炭素税が最も産業セクターの選好を反映しているとされる⁸⁾。一方、スウェーデンの産業セクターは、炭素税の交渉に関して三カ国のうち最も交渉に失敗している。この違いは、ノルウェーの生産者政策コミュニティが強固であった一方で、スウェーデンの政策コミュニティが緩やかなものに変容していたことに起因するとされる。

このように、D. Carsten & P. Anders (2004) は政策帰結の違いを、各国の産業利益集団の政策ネットワークの違いによって説明している。しかし、彼らの分析は、政党、環境団体、科学者等の目標や動機、世論の動向などに関する記述が手薄である。特に三カ国の例からは、政府与党の政策選好の変化や政権交代が、炭素税の制度設計に大きな影響を与えていることが読み取れる。ゆえに産業利益集団のみでなく、政党の目標や動機を明らかにすることが重要である。また、産業利益集団に対するカウンターバランスとしての環境団体や、専門家などが制度設

計に与えた影響についても、丁寧な記述がなされるべきである。

以上の議論を踏まえ、本稿では前述の二点のリサーチクエストンに対し、それぞれ以下の二つの仮説を立てる。

1. 産業利益集団のネットワーク構造が「イシューネットワーク」に分類される
とき、政策非決定がなされる
2. 産業利益集団のネットワーク構造が「政策コミュニティ」に分類され、かつ
ネットワーク内の結束が弱いとき、政策帰結は議会政治の意向を反映する。
結束が強いつき、政策帰結は産業利益集団のネットワークの意向を反映する

以上の仮説を証明するために、本稿では1980年代から2000年代にかけて行われた日本、アメリカ、スウェーデンの三カ国の炭素税導入議論について、二段階の分析を行う。

第一の段階では、炭素税導入に関わる利益集団が政策過程にいかに関与し影響力を持っていたか、産業利益集団のネットワーク構造に着目し、政策ネットワークとイシューネットワークの類型を用いて検討する。また、産業利益集団、環境団体の両者を含み、広く環境政策の議論を行う場としての「環境政策ネットワーク」の存在についても考察する。これにより、炭素税導入をめぐる政策の決定、非決定を説明する。第二に、ネットワークの結束の度合いによって、政策帰結に違いがもたらされることを明らかにする。すなわち、産業利益集団の政策ネットワーク内部の結束の度合いが強いつきほど、政策帰結には産業利益集団の意向が反映され、彼らにとって有利な政策帰結がもたらされる。一方、結合の度合いが弱いつきほど、政策帰結には世論や政権与党の選好が反映されやすくなる。この第二の分析を通じ、同じネットワーク構造を持った国でも、その結束の度合いによって炭素税の制度設計に違いが生じることを説明する。

Ⅲ 環境政策における経済的手法

環境政策における政策手法を、直接規制的手法、経済的手法、自主的取組の三つの手法に分類した表を以下に示す。

直接規制的手法とは、総排出量規制や排出基準を設定した上で、罰則を通じて目標達成を図る⁹⁾、政府による行政手段のことである。この手法では、法による

表2 環境政策における政策手法

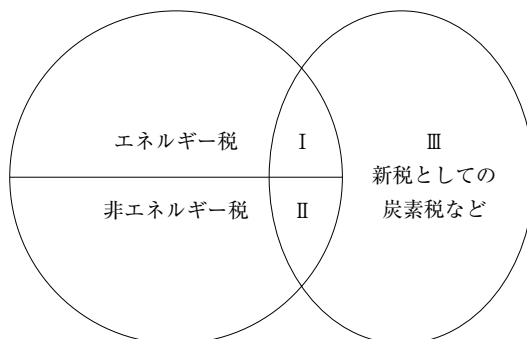
政策手法	類型	事例
直接規制的手法	コマンド&コントロール型 規制	・大気汚染 ・水質保全 ・土壌汚染
	総量規制	・瀬戸内海等の閉鎖性水域の水質汚染に関する総量規制 ・自動車排出 NOx の総量削減
経済的手法	税	・炭素税 ・環境税 ・環境保全技術に対する税制優遇 ・差別税率
	課徴金	・水利用、排水 ・産業廃棄物 ・稀少資源の利用
	補助金	・低公害車の取得に対する補助 ・クリーンエネルギーの導入 ・公害防除設備の導入
	排出権取引	・SOx の排出に関する取引制度 ・多国間の漁業資源、漁獲量の取引 ・多国間の CO ₂ に関する排出権取引
自主的取組	公的自主計画	・米国の Energy Star、33/50計画 ・EU の環境経営監査制度 (EMAS) ・PRTR 報告制度 (枠組規制の一部) ・エコ・ラベリング ・地球温暖化防止に係る業界ごとの自主行動計画
	自主協定	・環境自主協定、公害防止協定 ・オランダの自主協定

出典：環境省経済社会のグリーン化メカニズムの在り方検討チーム、2000、「[経済社会のグリーン化メカニズムの在り方] 報告書 参考資料2 環境政策の各手法の特徴と有効性」(http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/kento-team/team08.html) より筆者作成

強制力があるために目的が達成されやすいとされる。一方、この手法には、規制を行うためのコストの高さや低い効率性といった問題が見受けられる¹⁰⁾。また、規制は個々の企業との交渉によるものであり、政府には企業の内部事情に精通する必要が生じ、政府と企業の癒着が起りやすい¹¹⁾。

経済的手法とは、市場メカニズムを積極的に活用した政策手法である。例えば税や課徴金については、適切に税率を設定できれば社会全体の削減費用を最小化できるというメリットがある一方、適切な税率を設定することは難しく、削減目

図1 環境税の分類



出典：環境税と現行税制、石（1999）、115頁より筆者作成

標達成のためには頻繁に税率を変更する必要があるというデメリットがある¹²⁾。

自主規制には、フレキシビリティと効率性が高い、短期間での実施が可能である、イノベーションを促進するといった長所があるといわれる¹³⁾。一方で、罰則がない、インセンティブが弱いなどの理由から、削減目標が達成される保証はない。

環境税は現行の税制との関係から、三つのカテゴリーに分類される¹⁴⁾。

第一のカテゴリーは、既存税制におけるエネルギー税の一部の税収を、環境政策目的に振り替えるものである。このカテゴリーは国民の税負担を増加させないという点で支持される一方、既得権益化している道路財源などの特定財源の削減につながることから、税制改革には困難が伴う。第二は、既存税制のうち、非エネルギー関連の財・サービスに対する課税に着目するものである。第三は、炭素税に代表される独立した名称の新税としての環境税である。一般にCO₂排出量は、それを含むエネルギー使用量に比例する。そのため、炭素税はエネルギー税そのものと等価と考えられ、既存エネルギー税を用いて税を賦課する仕組みをとることが現実的である¹⁵⁾。

環境税をめぐる問いには、「環境か、成長か」というものがある。すなわち、環境を保全しようとするれば経済成長が抑制され、経済成長を重視すれば環境の悪化は免れないという問題である。この問題を克服するアイデアとして、1980年代にドイツの経済学者ビンスヴァンガーらが、エネルギー課税を強化し、その税収を社会保険料の軽減に使うというエコロジカルな税制改革を提唱した。この考

え方は、税制改革によって環境保全やエネルギー節約という配当と、税収を活用した雇用の増大という配当の二つの配当が得られることから、「二重の配当論」と呼ばれている¹⁶⁾。

このように、課税行為そのものによって環境保全に関する目的を果たし、課税によって得られた税収は減税に充てて国民に還元する方法を「税収中立」と呼ぶ。増額分を他の減税によって相殺するため、国の租税全体はプラスマイナスゼロとなり、国民の負担は生じないとされる。この方法はヨーロッパで広く受け入れられており、ECは1992年の炭素・エネルギー税導入に関する指令案の中で、税収を他の組織の減税に充当することを原則としている¹⁷⁾。これに対し、税収を環境対策の目的税化とする方法がある。すなわち、課税によって得た税収を、環境対策のための特定財源として用いる方法である。例えば環境省は財源の活用例として、省エネ機器の買い替え促進、森林対策、京都メカニズムの活用を挙げている。

IV 環境問題と政策ネットワーク論

「政策ネットワーク」を主題とする研究は、1990年代の欧米の政治学・行政学を中心に盛んになった。政策ネットワーク論とは、政策の形成とその実施過程における組織アクター間の戦略的関係の構造と行動を説明するものである¹⁸⁾。政策ネットワークの典型的な二つの類型に「政策コミュニティ」と「イシューネットワーク」がある。

「政策コミュニティ」とは、アクター間の資源交換が密接なネットワークである。少数の参加者によって構成され、ネットワーク・メンバーは基本的価値を共有する中で必要な資源を交換する。メンバーが少なれば少ないほど、政策ルールによって反映されなければならない利益は少なくなる。ゆえに、政策過程はより操作しやすく、予測が可能になる¹⁹⁾。これに対して「イシューネットワーク」は、多数の参加者によるルーズな関係のネットワークである。ネットワーク内部及び外部との通気性は高く、参加者によるアクセスも変動的となる。その意味では、ネットワーク内部・外部では、価値をめぐる著しい論争が存在する。相互依存性や閉鎖性が低いかわりに、多数の社会集団が政策領域に参入し、それがゆえにネットワーク環境の境界は不鮮明で流動的となる。安定した信頼・協力関係、基本的合意が達成しにくいという面も存在する²⁰⁾。

環境という領域は、関係するアクターや取り組むべき政策が複雑な関係を持つ、

表3 政策ネットワークの種類：政策コミュニティとイシューネットワークの特性

次元		政策コミュニティ	イシューネットワーク
メンバー	参加者数	非常に限定的。いくつかの集団が意図的に排除されている	多数
	利益の種類	経済的及び／あるいは専門家の利益が支配的	影響を受ける利害を幅広く包含
結合	相互作用の頻度	政策イシューに関わる全問題について、全集団の、頻繁で高度な相互作用が存在	接触の頻度と強度は流動的
	継続性	メンバーシップ、価値、アウトカムが長期的に持続	アクセスは非常に流動的
	含意	全参加者が基本的価値を共有し、アウトカムの正当性を受容	含意の基準は存在するが、対立が恒常的に顕在化
資源	資源配分（ネットワーク内）	全参加者が資源を保有。基本的な関係は交換関係	複数の参加者が資源を保有する可能性もあるが、限定的。基本的関係は協議型
	資源配分（参加組織内）	階層的。リーダーがメンバーを統制可能	多様で可変的な形での、配分とメンバーを規制する能力
権力		メンバー間の権力は均衡。一つの集団が支配的になる恐れがあるものの、共同体の持続性を保とうとすれば、プラス・サム・ゲームであることが必須	不均衡な資源とアクセスを反映している不均衡な権力。ゼロ・サム・ゲーム

出典：Marsh & Rhodes, 1992, 「Policy Communities and Issues Networks: Beyond Typology」
 「Policy Networks in British Government」、Clarendon Press Oxford, 251頁より筆者作成

新たな政策議題である。そして、農業団体や産業団体など、環境の「汚染者」としての既存の生産者ネットワークのメンバーたちにとっては、課税や規制をもたらす不利な議題である。ゆえに環境保全に関する議題を組上に載せるのは、生産者ネットワークの「外部」のアクターであることがほとんどである。

新たな政策課題が「外部」アクターによって取り沙汰され、その課題をこれ以上避けることができなくなったとき、生産者たちは自分たちにとって最も馴染みがある従来の方法で新たな課題を解決しようとする。すなわち、これまでの政策

決定の方法で、新たな問題へのアプローチの基礎を築くのである。特に生産者ネットワークの全ての構成員が「外部」アクターに脅かされていると感じる場合、構成員は結びつきを強め、より強固に「外部」アクターに反対する。そして、ついには生産者側が確立した既存の政策ルールにかなう状況になり、彼らは新たな問題を「よく知った」問題のカテゴリーに分類し、確立された従来のルールに則って行動することができる。つまり、新たな問題の政策形成に、既存の原理、概念、方法を転用しようとするのである²¹⁾。

V 各国の環境問題に対する従来の取り組み、炭素税導入議論、制度設計

1 日本

日本において環境問題は、1960年代の産業公害問題という形で登場してきた。これに対して、1967年には「公害対策基本法」、1972年には「自然環境保全法」が制定され、環境政策の行政面が整備された。

日本の環境政策で最も支持されてきたものは直接規制である。規制対象になる企業にとって、直接規制は単に汚染削減費用のみを負担すれば良く、新たな税負担を回避できるためである。直接規制と平行して用いられてきた手法は、補助金である。一般に日本で経済的手法を用いた環境政策を語る際、この補助金を意味することが多い²²⁾。さらに、1970年代の日本が公害問題の解決と経済成長の両方を同時達成できたのは、企業による自主的取り組みによるところが大きい。そのため、CO₂削減のために新たな経済的手法の導入が検討されていた中でも、企業側はこれに反対するべく、その自主的取り組みの効果を強調してきた。

こうした従来の手法が根強く支持される中で、CO₂削減を目的とした炭素税の導入は困難であった。しかし1993年に設定された環境基本法では、従来の規制的手法を中心とする公害対策基本法や、自然環境保全法の枠組みでは不十分だとこの立場が示されており、これまで日本で伝統的に用いられてきた直接規制と企業の自主的取り組みのみでは地球規模の環境問題に対処しきれないことを、国も公に認めたことになる²³⁾。

環境省は2003年8月、省内での審議をまとめた「環境省案」を発表した。この「環境省案」とは、中央環境審議委員会の総合政策・地球環境合同部会地球温暖化対策税制専門委員会が発表した「温暖化対策税制の具体的な制度の案」を指す。

同案は政府内外における議論のたたき台として位置づけられるものである。また、同案は課税額を炭素1トンあたり3,400円(税収規模約9,500億円/年)とし、税収を全額温暖化対策に充てるといふ、低税率・特定財源を骨格としている²⁴⁾。

翌年11月、環境省は「環境税の具体案」を財務省に提出し、税率を「環境省案」から大幅に減額した炭素1トンあたり2,400円(税収約4,900億円/年)に設定し、その大部分を温暖化対策に充てるとする、具体的な制度設計を行っている。翌2005年には「環境省案」の低税率化はさらに進み、2006年度税制改正の過程で税収規模は3,700億円/年程度と大幅に減った。しかし税率の引き下げなどの妥協案にも関わらず、環境税への十分な支持は得られず、導入は先送りにされてきた²⁵⁾。

なお、環境省は「炭素1トンあたり45,000円」という税率を設定すれば、京都議定書の目標を達成できるとする、価格インセンティブ効果を重視した案の検討も行っている。しかし、3,400円/CO₂-tか、45,000円/CO₂-tかという極端な案を示す一方、環境省はその間の税率に関する検討を行っておらず、これには「税収を温暖化対策に充てないと炭素1トン45,000円もの高率にしなければならない」という印象を与えてしまうとの批判もある²⁶⁾。また、環境省のモデル計算は、極めて費用対効果の高い温暖化対策に税収を充てた理想的ケースを想定している。しかし、この点に関しては政府・官僚機構による税収配分がそのような理想的な形で行われる保証はない、という懸念が寄せられている²⁷⁾。

2 スウェーデン

スウェーデンは木材や鉄鉱などの資源が豊富な国である。こうした資源を用いた包括的なエネルギー集約型の産業が長い間国を支え、政府もこれらの産業を支援してきた。1991年の税制改革以前の環境政策はコマンド&コントロール型の直接規制が主流であり、産業部門と地方公共団体による環境保全目的の補助金は80年代に衰退していた。1990年以前には、一般エネルギー税、ガソリン税など、歳入を増やす目的で多くの間接税が導入されたが、これらは後に環境政策のツールとしての役割を与えられた。1990年以前に環境保全目的に導入された他の税には、飲料容器、農薬と殺虫剤、水銀・ニッケルカドミウム電池、国内航空線のNO_x/HC排出に対する課税などがある。また、廃車両、飲料容器、缶などに対するデポジット制も導入されている²⁸⁾。

スウェーデンの炭素税は、1991年の税制改革の一貫として導入された。その主たる背景には、高福祉高負担社会の中で、高い限界税率への批判や租税回避行動

が横行していたこと、非中立的な税制による経済行動への歪みなどが挙げられる。そのため、税制改革は「公平性・統一性・簡素・中立」を原則に行われた²⁹⁾。

社会民主党は1982年に政権について以降、前政権よりも、環境保護団体と協同することに関心を示した。そして1987年、エネルギー環境省が主導する環境課税委員会が設立され、炭素税の制度設計に関する議論が本格化した。この委員会には、環境団体、産業界、労働組合が参加していた。1991年、社会民主党政権は包括的な税制改革を行い、炭素税の導入と、間接税である付加価値税の引上げが実行された。同時に、既存エネルギー税や所得税の減税が行われ、国全体としての歳入の中立が図られた³⁰⁾。次の政権を担った中道右派政党は、国際競争力に配慮し、製造業に対して大幅減税を行った。しかし社会民主党が政権を取り戻したことで、1997年に製造業への炭素税の税率は二倍に変更された³¹⁾。

スウェーデンの炭素税の特徴は、他の多くの欧州諸国と同様に、税収を一般財源に組み込んで所得税減税に用いる「税収中立型」である点と、他の諸国と比べて税率が高い点といえる。さらに、炭素税の導入以降、政権交代のたびに税率や減税対象が変わるなど、議会政治によって制度設計が左右されている点も特徴といえるだろう。

3 アメリカ

アメリカの環境政策は1960年代から1970年代にかけて強化・拡充され、国家環境政策法、大気清浄法、水質清浄法、資源再利用法などの重要な環境保護立法が制定された。また、この時期に環境保護庁(EPA)も設置された。しかし、1990年代後半からはアメリカの環境政策は停滞期に入ったといえる。

京都議定書をめぐる議論が活発化した1990年代初頭、当時のクリントン政権は環境政策に積極的な姿勢を示しており、1992年の大統領選挙後には上院で気候変動枠組条約が署名された。1993年には気候変動対策としてBTU税の導入が検討され、オプションの一つとして炭素税構想も議論されたが、法案は上院で否決された³²⁾。

1994年の中間選挙で共和党が勝利すると、クリントン政権は議会の協力を得られず、環境政策の推進はより困難なものとなった。1997年には、上院は95対0の全会一致で「バード=ヘーゲル決議」を可決し、途上国が実質的に地球温暖化ガス排出量削減計画に参加しない協定には反対する旨を表明した³³⁾。2001年に就任したジョージ・W・ブッシュ大統領は京都議定書の離脱を宣言し、翌年2月、京

都議定書離脱の代替案として、気候変動政策が発表された。ここでは排出権取引制度をはじめとする市場的措置を導入する可能性が言及されている³⁴⁾。

州レベルの排出権取引については、民主党の地盤である北東部州や、伝統的に環境問題に積極的な取り組みを見せる太平洋岸州で導入が進んでいる。一方、連邦レベルの排出権取引については実現に至っていないものの、2003年にマケイン・リーバマン法案、2009年にワックスマン・マーキー法案、ケリー・ボクサー法案、2010年にケリー・リーバマン法案などが議会に提出されている。

なぜアメリカでは炭素税よりも排出権取引が好まれるのか。排出権取引の意義は、「市場を通じた取引の末、国家や企業間で排出削減の限界費用が均等化する点にあり、よって、最適な資源配分がもっとも効率的に実現する」³⁵⁾。こうした性質を持つため、政府による介入よりも市場メカニズムを重視するアメリカの考えに排出権取引は一致し、経済的手法として好まれたと推測できる。また、1990年代での二酸化硫黄の排出権取引での実績があったことも、炭素税よりも排出権取引に関する議論が進んだ要因と考えられる。

VI 政策ネットワークに関する考察

1 日本

(1) 世論

「環境省案」発表当時の環境省は、「環境税導入の後押しになるのは、京都議定書の削減義務の遵守という「切迫した事情」である」と認識していた。そして、低税率・特定財源という路線を一貫してきたことは、「環境省案」に対する利害関係者や世論の認識が、時と共に変化するのを期待していることを示唆している³⁶⁾。こうした環境省の姿勢からは、環境税に関する世論の高まりが充分ではなかったことが読み取れる。実際、内閣府が1997年に実施した「地球温暖化対策に関する世論調査」では、1997年には炭素税に対して賛成派が23.5%、中立派が42.1%、反対派が25.5%、その他8.8%³⁷⁾、8年後の2005年の調査では、賛成派が24.8%、中立派が35.5%、反対派が32.4%、その他7.3%となっており、反対派が賛成派を上回っていたことが分かる³⁸⁾。

(2) 政党

自民党内の環境税導入推進派は、環境部会や農林部会を主な舞台としながら、

「環境税を促進する若手議員の会」を組織するなどの動きを見せ、環境税導入の税制改正要望を決定したり、環境省提出の環境税案を増額修正するなどしていた。一方、環境税導入反対派は、経済産業部会やエネルギー関係委員会を主な舞台とし、「経済発展と環境を考える会」などを開催していた。2003年の総選挙の際、この経産部会は自民党のマニフェストの作成過程において「環境税の創設」を盛り込むことに抵抗し、その記載を見送らせることに成功している³⁹⁾。

一方、当時の民主党は環境税の導入について、炭素1トンあたり3,000円程度の課税を行うことを公約に掲げていた。民主党は自民党に比べて各種団体を支持基盤としておらず、それゆえ環境税という既得権の組み替えを伴う政策を、公約として取り入れることができたと考えられる⁴⁰⁾。

(3) 政府官庁

環境税案作成の中心的な役割を担ってきたのは環境省であるが、環境省自身は2004年の時点で、環境税導入の可能性は高くないことを認識しており、まずは制度案を示すことで、「環境税に関する議論を喚起しようという姿勢だったのではないか」という見方がある。また、前述の通り世論や利害関係者の認識の変化を期待しており、低税率・特定財源路線を主張しながら、時に税率を下げたり、課税対象を減らしたりすることで、環境税に対する抵抗を弱めようという姿勢が窺えた⁴¹⁾。

一方、経産省は企業の国際競争力への配慮や、自身が所管するエネルギー政策の主導権維持の観点から、環境税の導入に一貫して反対の立場をとってきた。また、石油石炭税の増税を行って間もないのに、再びエネルギー増税を認めれば、産業界との信頼関係を大きく損なうことになるとの懸念から、企業や消費者の自主的取り組みを強調している。環境省と共に環境税の導入に積極的なのが、農水省である。その主な狙いは、税収による森林整備の推進にあるとされる。財務省は査定官庁としてどの省に対しても平等的でなければならず、環境税に対しては中立的な立場をとっている⁴²⁾。

(4) 経済界

経済界は、日本経済団体連合会（以下、経団連）が一貫して環境税の導入に反対し、企業による自主的取り組みを強調している。これは、環境政策という新たな政策領域に対し、既存の解決方法を適応しようとしているともいえるだろう。

具体的には、1991年4月に経団連は「経団連地球環境憲章」を策定し、企業の自主的取り組みの基本的方向を示している。1996年7月には「経団連環境アピール—21世紀の環境保全に向けた経済界の自主的行動宣言」を発表、1997年6月には37業種が参画した「環境自主行動計画」を策定し、目標と同時に評価も合わせて公表した。さらに、1995年11月にはドイツ産業連盟と、環境税反対の共同声明を発表し、自主的取り組みを推進していく旨を強調した⁴³⁾。

(5) 環境団体

「環境省案」を策定した中央環境審議会の審議の場には、炭素税研究会を始めとする環境NPO、NGOも呼ばれて意見を述べるなど、政策過程の場に一定の関与をしている節が見られた。しかしながら、炭素税研究会は、炭素税の制度設計に関しては税収中立を主張し、税率についても6,000円～12,000円の幅を提案していた。ゆえに、環境省が一貫して低税率・特定財源路線を崩さなかった事実から鑑みて、炭素税研究会の影響力は限定的であったと推測できる。

(6) 日本の政策ネットワークに関する考察

日本の環境問題を取り巻く議論は、炭素税推進のための全体的な議論が成熟しきっていない一方で、経団連を中心とする経済界が強い反発を示していたことに特徴があるといえる。このような状況の中、環境省は炭素税が実現する可能性は少ないと自覚し、まずは全体的な議論を喚起し、利害関係者の理解を促す意図を「環境省案」に込めていた。また、本稿の調査からは、経済界が積極的に炭素税の制度設計に関与した事実は見受けられなかった。さらに、炭素税研究会の影響力も限定的であった。ゆえに低税率・特定財源という路線は、利害関係者の話し合いによる政治帰結というよりも、環境省による政治選好であったと考えられる。そしてその理由は、経団連や経産省の反発を和らげるため、及び環境省が他省庁の所管へ介入するのを避けるためであったと考えられる。低税率・特定財源という路線は、税負担を少ない範囲で抑えることで国際競争力の維持に配慮し、なおかつ税収を経済界へ還元することで税収の再配分を少なく抑える点で、経済界への配慮を意識した制度設計であったといえるだろう。また、エネルギー税等を含めた包括的な税制改革が行われなかったのは、既得権の組み替えを避けるためであったと推測できる。

次に、政策ネットワークに関する考察を行う。日本の産業利益団体は経団連を

中心に自主的取り組みを主張し、一貫して炭素税の導入には反対の立場をとってきた。また、経産省も経済界との強い結びつきから、炭素税には反対であった。自民党内にも強い反対派が存在しており、党内の炭素税導入の動きを阻止することに成功していた。以上の点から、日本の産業利益団体は政府と強い結びつきを持ち、ネットワークを形成していたことが推測される。そして、炭素税の設計には積極的には関わらなかったものの、環境省を通し、間接的に自らに有利な制度設計を形成することに成功していた。さらに、民主党政権時に実現されるまで、炭素税の導入を先送りにさせることに成功していた。つまり日本の産業利益団体ネットワークは、価値を共有したアクターによる、強い政策コミュニティであったといえるだろう。

それでは、産業利益団体、環境団体の両者を含み、広く環境政策の議論を行う場としての「環境政策ネットワーク」についてはどうであろうか。本稿の分析では、経済界が強固に炭素税に反対し、有利な制度設計を導くことができた一方で、環境団体の影響力は限定的であった。ゆえに日本の環境政策ネットワークでは、産業利益団体が支配的であったと考察できる。

2 スウェーデン

(1) 世論

税制改革のかなり前から、議会やメディアは税政策と環境政策に強い関心を寄せていた。これは、スウェーデンが高税率の国であるため、また、伝統的に外で自然と触れ合うことが身近なことであり、国民にとって環境に関する意識が高かったためである。さらに、高い税率と高福祉によって労働意欲がそがれ、所得税減税の必要性が生じ、その代替財源を確保する必要性から、及び「環境先進国」として経済的手法を用いることへの関心から、国全体の環境税への関心は高かった⁴⁴⁾。そのため、1980年代には税政策と環境政策目的の経済的手段に関する議論がエスカレートし、包括的な税制改革と、より効果的な環境保全を求める声が高まっていた⁴⁵⁾。

(2) 政党

先進諸国の中でも、スウェーデンの政党では環境政策に経済的手法を用いることについて、高いコンセンサスが存在していたといえる。また、税率については意見が異なるものの、税制改革の必要性に関しても広く合意がなされていた。

1991年の税制改革当時の政権与党であった社会民主党は、税率を維持することを訴えてきた。中央党は政党の中で最も環境に対する意識が高く、1991年の連合内閣では、党首が環境相を務めている。緑の党と左翼党は中央党と並び、環境問題を強調する党として認識されてきた。保守党は環境政策についても最も保守的な立場をとっているが、炭素税の税率を上げることや、既存のエネギー税の置き換えについては賛成の立場をとっている。自由党は中立的であり、キリスト教民主党も自由党に近い立場にあった⁴⁶⁾。

(3) 経済界

スウェーデンの経済界を代表する団体として、スウェーデン産業連盟 (The Federation of Swedish Industries) (以下、SI) が挙げられる。従来、SIはスウェーデン産業に対して負荷をもたらす環境政策には強く反対し、特に経済的手法には強い否定的な態度をとってきた。事実、産業界と社会民主党は税導入の提案に反対するため、直接規制を用いることで協同し、1985年頃までは規制的手法が環境政策の主流であった。しかし、経済的手法が政治家に受け入れられるようになると、SIもある種の政策調整が行われるならば、経済的手法を用いることに肯定的になった⁴⁷⁾。

D. Carsten & P. Anders (2004) によれば、1980年代以降政権与党が環境政策に好意的になった過程で、既存の産業政策ネットワークはゆるやかなネットワークに変容したという。それでいて、産業界は産業政策に関する政治的関心をなくさなかった。産業界のネットワークが強くなかったために、環境課税委員会において、SIは労働組合の協力を得ることができなかった。こうした産業政策ネットワークのゆるやかな構造が、議会政治に大幅な自由を与えた理由だと考えられる⁴⁸⁾。

(4) 環境団体

スウェーデンにおいて最も傑出し、環境政策の議論に関して包括的なアプローチを有していた環境団体は、SNF (the Swedish Society for Nature Conservation) である。SNFは環境目的の課徴金や税を強く支持しており、環境課税委員会が提案した炭素税とNOxに対する課徴金の案に対し、より高い税率を適応することを訴えていた。また、SNFの代表者が保守党と社会民主党のメンバーであったためか、SNFの見解は広く国内に公表されていた。しかしながら、D. Carsten &

P. Anders (2004) によればスウェーデンにおいて環境団体が炭素税導入に果たした役割は限定的であるとされている。

(5) スウェーデンの政策ネットワークに関する考察

スウェーデンでは、世論、政党、環境団体、産業団体において環境政策に対するコンセンサスが存在しており、それが包括的な税制改革と炭素税の導入を可能にした大きな要因であることは看過できない。産業団体は当初新税には反対の立場を示していたが、政党が炭素税導入に意欲的になったことで、徐々に産業界も経済的手法に肯定的になった。経済的手法のうち、補助金は1980年代に衰退しており、これも炭素税が支持された一因と考えられる。

また、スウェーデンの炭素税は比較的税率が高く、制度設計は議会政治による影響が大きかった。この要因は、産業利益団体のネットワークがゆるやかになったためと考えられる。1980年代以降、政党が環境団体との連携を深めたために、相対的に既存の産業団体のネットワークの結束が弱まった。そのため、炭素税の制度設計を主導したのは産業団体ではなく、議会政治であった。そして、スウェーデンの炭素税は比較的高い課税率となり、産業団体に有利な制度設計とはならなかった。また、税率は政権が交代するたびに変更されてきた。

なお、税収中立の帰結についてはさらなる研究が必要である。スウェーデンでは税制改革以前から非中立的な税の在り方が問題視されており、これが税制改革における税収中立原則の基礎となっていたと考えられる。しかし、前述の通りECでも税収中立が基本路線とされていたため、ECの原則がスウェーデンの国内政治に影響を与えていた可能性もあるだろう。さらに、産業団体や各省庁が税収中立についてどのような意見を持っていたか等に関する分析も重要である。

3 アメリカ

(1) 世論

Anthony (2006) は2000年以降のアメリカにおけるリスク認識の研究を行い、アメリカ市民は、気候変動問題を解決すべき重要な問題と認識しつつも、他の政策領域と比較して急務な問題とは考えておらず、自分たちが不利益を被ることなく、誰か別の人が行動することによって、環境問題が解決されることを望んでいるのを明らかにした。アメリカ市民は環境問題には高い関心を示す一方で、エネルギー税やガソリン税の増税に対しては強い反対の姿勢を示していた。また、環

環境問題は全世界の人にとってのリスクであると認識する人が多く、自分たちの地域社会への影響についてリスクを感じている人はごく少数であることが分かった。さらに、教育、経済などの国内問題や、大気浄化などの環境問題と比べ、気候変動問題は優先順位の低い問題と解答する人が多かった⁴⁹⁾。

(2) 政党

アメリカの二大政党は、基本的に共和党が環境政策に反対、民主党が賛成の立場をとっているといえる。両政党の環境政策に関する立場の違いは、党派性と地域性に深く関係しており、1980年代のレーガン政権以降に顕著になり始めた。そして1994年の中間選挙で共和党が勝利した頃により鮮明になり、2000年代にはさらに明確になった。民主党を支持するのは、アメリカ北東部から中部大西洋岸に至る地域、あるいはシカゴのような大都市を抱えた州、及び太平洋岸地域であり、都市のミドルクラスの高学歴層を支持層としている。これに対し、共和党は南部、農村州、西部山岳州を地盤にしており、これらは農業、鉱業、林業、自動車などの製造業、あるいは火力発電などに従事する人々、そしてそれらの経営者が多い地帯である⁵⁰⁾。

(3) 政府官庁

連邦レベルでの環境政策を推進している行政機関は環境保護庁（EPA）である。しかし、強大な影響力を持った議会とは対照的に、アメリカの行政機関の権限や政治的影響力は非常に弱い。この理由は、立法権を議会が握っている他に、「1830年代から始まった猟官制の遺産のために、局長級以上の高級官僚は頻繁に交代せざるをえず、専門性や地位の安定性、あるいは高い社会的威信を獲得することが容易でない」⁵¹⁾ことが挙げられる。政策形成過程における権限は行政機関に比べての議会の力が強いいため、必然的に利益団体のロビー活動は議員や議会を中心に行われる。

(4) 経済界

アメリカの経済界における最も影響力のある産業利益団体は、地球気候連合（GCC）、全米石油機関（API）、化学工業連合（CMA）、全米自動車工業連合、全米製造業連合である。これらは長年、環境には有害とされてきた製造業、化学産業、自動車産業、石油産業の産業利益団体である。自ら環境問題に関する研究調

査を支援する団体もあるが、概して政府の環境政策には反対の立場をとっている⁵²⁾。

例えば、地球気候連合 (GCC) は気候変動に関して政府がとろうとする規制的行動に対する反対の急先鋒であり、様々なキャンペーン活動を行っている。会員企業は電力会社、鉄道会社、輸送業及び石炭会社などと多岐にわたり、彼らは企業による自主的取り組みを支持している⁵³⁾。事実、1997年のバード・ヘーゲル決議に際しては、この GCC が議会に大きな影響を与えていた⁵⁴⁾。

(5) 環境団体

アメリカの環境団体は、他国と比べて規模も大きく、数も多いことはよく知られている。その中でも知名度、規模、予算の面で大きい組織は、環境防衛基金、自然資源防衛評議会、世界資源研究所の三つの環境 NGO であり、これらが環境政策における非政府組織の中での主導的なアクターといえる⁵⁵⁾。

例えば、自然資源防衛評議会は約40万人の会員数を誇り、予算は3,000万ドル (1999) である。彼らは気候変動を差し迫った脅威と認識して多岐にわたるキャンペーンを行っており、例えばクリントンゴア政権に、電力会社及び自動車起源の温室効果ガスの排出を減らすための行動をとるよう説得したことがある。また、地球温暖化のメカニズム及びそれが引き起こす結果、あるいは気候変動条約をめぐる政治過程や、温室効果ガスの排出を抑制し得るテクノロジーに焦点を当てた公教育に関与している⁵⁶⁾。

それでは、環境団体と産業利益集団は炭素税についてどのような認識を持っていたのか。アンニャら (2009) は日米の環境団体、産業団体では、炭素税の関心度に違いがあることを明らかにしている。すなわち、日本では環境 NGO、産業団体共に炭素税に関して高い関心を集めている一方、アメリカでは産業団体の関心は高いものの、環境 NGO の炭素税への関心度は傑出して低いのである。これについては、アメリカの産業団体は炭素税に反対の立場から強い関心を示す一方、環境 NGO は炭素税が実現される政治的可能性の低さと、一般会員へ訴える魅力に乏しいという事実から、あまり関心を示していないと考えられる⁵⁷⁾。

(6) アメリカの政策ネットワークに関する考察

アメリカの環境政策をめぐる議論では、環境 NGO と産業利益集団による非常に顕著な対立が見られた。アメリカの環境団体は政策決定者を説得するべく様々

な行動をとっており、日本やスウェーデンに比べ、規模が巨大である。しかしながら、環境団体の積極的な活動を相殺できるほどの影響力を経済界が有しており、それが今日の環境政策における手詰まり状態を説明する一つの要因となっている。また、炭素税について、産業団体は反対の立場から強い関心を示しているものの、環境 NGO は炭素税導入の実現可能性の乏しさを認識し、他の領域に関心を向けている。一般的に、環境政策においては環境保全に関する議題を俎上に載せるのは生産者ネットワークの外部に位置するアクターであり、環境団体はその好例である。ゆえに、アメリカでは炭素税を政治のアジェンダに押し上げる存在の影響力が、反対する存在よりも明らかに弱かったことが窺える。さらに、経済的手法としては炭素税よりも排出権取引が好まれていた。以上の理由から、アメリカでは炭素税に関する議論が進まず、現在までも政策非決定が続いていると考察できる。

なお、いわゆるアメリカの政治過程を特徴づけるとされる多元性に関しては、この分析では必ずしも明確ではない⁵⁸⁾。ゆえに、アメリカの地球環境政策ネットワークは、必ずしも参加者は多数ではないものの、価値をめぐる恒常的な対立が存在するイシューネットワークに分類できると考える。

Ⅶ 結 論

以上の考察から、以下の結論を導くことができる。

第一の仮説については、政策非決定を導くのは産業利益団体のネットワークではなく、地球環境ネットワークであることが分かった。すなわちアメリカの事例から、地球環境ネットワークの構造がイシューネットワークに分類され、なおかつ議会政治がイシューネットワーク内の対立を越えて炭素税導入を押し進めていない場合に、政策非決定が政治帰結となることが導かれた。さらに、アメリカの環境団体は産業団体による強い反発と炭素税導入の非現実性を自覚しており、そもそも炭素税の導入には関心を持っていないことが分かった。

第二の仮説については、日本とスウェーデンの事例から証明された。日本では産業利益団体の結束が強く、環境省が経済界と他の省庁に配慮する形で、低税率・特定財源路線が採択された。また、スウェーデンのように包括的な税制改革を行わず、新規に税を導入するという方針からは、環境省が他省庁の所管へ介入することや、既得権益の組み替えを避ける狙いがあったと考察できる。一方、ス

ウェーデンでは産業利益団体のネットワークがゆるやかな結束に変容していた。そして、政党が経済的手法に好意的になるに従い、産業団体も炭素税に寛容になった。さらに、産業団体は新税に反対する上で労働組合の協力を得ることができず、炭素税の制度設計は議会政治に左右された。

次に、本稿の分析から得られたいくつかの知見を述べる。第一に、国内的な炭素税導入の気運の高まりが、炭素税に関する具体的な制度設計の議論や導入を促す大きな要素であるということである。三カ国の中では、スウェーデンにおいて最も炭素税導入に関するコンセンサスが国内に存在し、広く炭素税導入の機運が高まっていた。日本では、炭素税に関する議論は自民党内においてまとまっておらず、世論も十分に形成されていなかった。アメリカでは巨大な環境団体が存在し、様々に活動を続けているものの、炭素税への関心は低かった。また、政党の関心は炭素税よりも排出権取引にあった。ゆえに、炭素税に関する世論は形成できていなかった。

第二に、産業利益団体は従来の手法によって炭素税を回避しようとするのが、三カ国の比較から判明した。日本やアメリカの経済界は自主的取り組みを強調し、スウェーデンでは当初直接規制が支持された。しかしスウェーデンの例からは、経済界は炭素税導入の蓋然性が高まると、税収の配分を求め、自らに少しでも有利な制度設計を実現しようとするのが認められた。

第三に、政治のリーダーシップについても一定の示唆が得られた。本稿の分析対象ではないが、日本は自民党から民主党への政権交代によって炭素税が実現された。この際に経団連や経産省が炭素税への立場を180度変えたとは考えにくく、炭素税は政治主導で導入されたと考えられる。ゆえに、日本では政権交代が炭素税導入にとってブレイクスルーとなったのである。スウェーデンでも政党が経済的手法を好意的に捉えるようになったことがきっかけで、経済界の態度が変容した。また、制度設計は議会政治に左右されていた。一方アメリカでは、政党が環境団体と経済界の対立を越えた役割を果たしているとは考えにくく、炭素税に関する政治的リーダーシップは不十分であったといえる。以上から、炭素税導入における政治的リーダーシップの役割の大きさが認められた。

最後に、本稿では日本、スウェーデン、アメリカの事例研究を行ったが、各国の省庁や炭素税の議論の舞台となった委員会、各アクターの政策選好や動機などについて、ネットワーク論のみでなく、政策決定に関わる様々な理論を用い、より詳しく分析する余地がある。また、本稿で扱った三カ国のみでなく、ドイツ、

イギリスなど様々な国の比較分析を行うことにより、さらに深い洞察を得ることができるだろう。

- 1) 石弘光、1999、『環境税とは何か』、岩波新書、ii頁。
- 2) 同上、ii頁。
- 3) この意味で、ドイツのようにエネルギー量のみを課税ベースとしている国は、本稿では扱わない。
- 4) 各国の詳細な炭素税（温暖化対策税）については「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する中間取りまとめ」中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会施策総合企画小委員会を参照。
- 5) 青木一益・鈴木直人、2007、「CO₂排出削減を目的とした環境税をめぐる政策過程分析」『千葉商大論叢』、No. 45(1)、千葉商科大学、35頁。
- 6) 同上、35頁。
- 7) D. Carsten & P. Anders 2004, “New Policy Ideas and Old Policy Networks: Implementing Green Taxation in Scandinavia”, *Journal of Public Policy*.
- 8) 例えば、ノルウェーの炭素税の税率は他の二カ国に比べて低く、海洋産業とサービス部門を除き、本土のエネルギー集約型産業に対しては大幅な減免措置や控除が存在する。
- 9) 青木理音・篠原啓・深山剛・古賀文浩、2006、「京都議定書のCO₂削減目標を守るための効率的な政策とは」、11頁。
- 10) 相良敬、2003、「環境自主規制の考察」『公共政策研究』、No. 3、日本公共政策学会、92頁。
- 11) 石弘光、1999、前掲書、41頁。
- 12) 青木理音・篠原啓・深山剛・古賀文浩、2006、前掲論文、12頁。
- 13) 相良敬、2003、前掲論文、92頁。
- 14) 石弘光、1999、前掲書、114-116頁。
- 15) 同上、114-116頁。
- 16) 植田和弘、2008、「環境サステナビリティと公共政策」『公共研究政策』、No. 8、有斐閣、11-12頁。
- 17) 石弘光、1999、前掲書、131頁。
- 18) 平原隆文、2006、「情報流通構造の「政策ネットワーク分析」—エコマーク策定政策を例として」『公共政策研究』、No. 6、有斐閣、147-156頁。
- 19) Carsten. D., 1998, “Similar Problems, different policies: policy networks and environmental policy in Danish and Swedish agriculture”, *Comparing Policy Networks*, David. M ed., Open University, p. 78.
- 20) 正木卓、1999、「<政策ネットワーク>の枠組み—構造・類型・マネジメント—」『同志社政策科学研究』、No. 1、同志社大学、98-99頁。
- 21) Carsten. D., 1998, op.cit. p. 80-81.

- 22) 具体的には、事業者は国や地方公共団体からの補助金、財政投融资機関（日本開発銀行、中小企業金融公庫など）による有利な融資などを利用することで、企業は公害防止のための投資資金を得ることができる。
- 23) 石弘光、1999、前掲書、31頁。
- 24) 青木一益・鈴木直人、2007、前掲論文、37-42頁。
- 25) 同上、37-42頁。
- 26) 足立治郎、2004、「環境税とは何か」『世界』、No. 731、岩波書店、115頁。
- 27) 青木一益・鈴木直人、2007、前掲論文、36頁。
- 28) OECD, 1994, "OECD Document Environment and Taxation: The Case of the Netherlands, Sweden and the United States", OECD, p. 58-59.
- 29) 内閣府、2002、「海外諸国における抜本的税制改革の事例について（要約）（案）」『政策効果分析レポート』、No. 14、28-51頁。
- 30) OECD, 1994, op.cit., p. 63-84.
- 31) Ibid., p. 63-84.
- 32) 菅野光公、2006、「環境税の理論と国際的動向」『室工大紀要第50号』、室蘭工業大学、118頁。
- 33) バード上院議員は民主党所属であるが、環境政策への反対傾向が強い南部の農村州ウエストバージニア州から選出されていた。
- 34) 小松昭、2005、「第3部：排出権取引に関する海外の動向 第3章：米国における排出権取引の動向」『平成16年度経済産業省委託業務 エネルギー使用合理化取引市場設計関連調査（排出削減量取引市場効率化実証等調査）』、東京工業取引所、544-555頁。
- 35) 平湯直子、2007、「排出権取引制度の概要—欧州での先進事例と日本—」『KEO Discussion Paper』、慶應義塾大学産業研究所、4頁。
- 36) 青木一益・鈴木直人、2007、前掲論文、126-127頁。
- 37) 総理府広報室、1997、「地球温暖化問題に関する世論調査（平成9年6月）」(<http://www8.cao.go.jp/survey/h09/ondan.html>)。
- 38) 内閣府、2007、「地球温暖化に関する世論調査」(<http://www8.cao.go.jp/survey/h19/h19-globalwarming/index.html>)。
- 39) 青木一益・鈴木直人、2007、前掲論文、134-135頁。
- 40) 同上、135頁。
- 41) 同上、126-127頁。
- 42) 同上、128-132頁。
- 43) 石弘光、1999、前掲書、49-54頁。
- 44) 藤田香、2001、『シリーズ〈環境・エコロジー・人間〉⑤ 環境税制改革の研究』ミネルヴァ書房、93頁。
- 45) OECD, 1994, op.cit., p. 79.
- 46) Ibid., p. 80-81.

- 47) 例えば、「環境税が規制効果を失い、単なる課税にならないよう、産業界が技術的・実的な制限により代替案を持たない」ことにはならない場合、SIは課税を受け入れるとしている。
- 48) D. Carsten & P. Anders, 2004, *op.cit.*, p. 241-243.
- 49) L. Anthony, 2006, “Climate Change Risk Perception and Policy Preferences: The Role of Affect, Imagery, and Values” *Climatic Change*, No. 77 (1-2), p. 45-72.
- 50) 久保文明、2012、「アメリカ政治における環境保護・エネルギー政策の位相—イデオロギー的分極化のなかで」、JX日鉱日石リサーチ特別寄稿、(http://www.rs.jx-group.co.jp/library/files/20120511_contribution.pdf)
- 51) 久保文明、1997、『現代アメリカ政治と公共利益 環境保護をめぐる政治過程』、東京大学出版会、29頁。
- 52) アンニャ・クルキほか、2009、「11章 アメリカの地球環境政策ネットワーク：日本との比較」『米欧アジアにおける地球環境政策ネットワークに関する比較政治学的実証分析：平成10年度～平成13年度化学研究費補助金（基盤研究（A）（1））研究成果報告書』、269頁。
- 53) 同上、269-271頁。
- 54) ミランダ・A・シュラーズ、2007、『地球環境問題の比較政治学』、岩波書店、151-152頁。
- 55) アンニャ・クルキほか、2009、前掲論文、268頁。
- 56) 同上、268-269頁。
- 57) 同上、271-272頁。
- 58) 同上、274頁。